

公布された条例のあらまし

◇奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例

1 常任委員会の所管事項の変更

県に置く部のうち、福祉医療部を福祉保険部に変更すること及び水道局を廃止することに伴い、次の常任委員会の所管事項について、所要の規定の整備を行うこととした。

ア 厚生委員会

福祉医療部 ↓ 福祉保険部

イ 建設委員会

水道局の削除

2 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例

1 期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

(1) 令和六年度

十二月期 百分の百六十七・五 ↓ 百分の百七十二・五

(2) 令和七年度

六月期 百分の百六十七・五 ↓ 百分の百七十

十二月期 百分の百七十二・五 ↓ 百分の百七十

2 施行期日等

(1) 令和七年三月二十八日から施行することとした。ただし、1の(2)は、同年四月一日から施行することとした。

(2) 1の(1)は、令和六年十二月一日から適用することとした。

(3) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例

- 1 議員が自動車を利用して議会若しくは委員会又は協議の場に出席した場合の費用弁償の額の変更  
国家公務員等の旅費に関する法律（以下「法」という。）において一キロメートルにつき三十七円と定められていた車賃が実費弁償となることに伴い、法を一部準用していた議員の費用弁償について、自動車を利用した場合は一キロメートルにつき二十円を支給するものとした。
- 2 議員が公務のため旅行した場合の費用弁償の額の変更  
県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例（以下「条例」という。）において宿泊料、食卓料及び着後手当が廃止されることに伴い、条例を一部準用していた議員の費用弁償について、県職員が条例に基づき受ける旅費の額に相当する額を支給するものとした。
- 3 施行期日  
令和七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

- 1 条文の整備  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。
- 2 規定の整備  
拘禁刑の新設に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
  - 4 施行期日
    - (1) 令和七年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。
      - ア 3 公布の日
      - イ 2 令和七年六月一日
    - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。